

令和6年9月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第6号

令和6年9月27日（金）午後2時00分

市役所4階 会議室41・42・43

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 - 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について
 - 議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
- 5 その他
- 6 閉会

○出席委員

農業委員（20名）

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員
春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員
芋川一浩委員、丸山和広委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員
竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員（15名）

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、
高山文雄委員、小林宗和委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員
小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、
清野澄夫委員、北澤公司委員、高山弥委員

○欠席委員

竹内久委員、若林栄吉委員、

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	小林 雄一
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	池田 翔大

(開会)
事務局 (小林局長)

(午後 2 時 00 分)

皆様お疲れさまでございます。ただ今から令和 6 年 9 月総会をはじめさせていただきます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定願います。それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 20 名、推進委員 17 名中 15 名であります。推進委員 平野地区 宮崎喜久雄委員、長丘地区 若林栄吉委員からは欠席の連絡がありました。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして、13 番 田川 新治委員、14 番 武田 利彦委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。

該当なしであります。

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

番号 1 番、譲受人、住所・氏名、越、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、越、〇〇〇〇

申請地、越〇〇〇〇、畑、外 1 筆、総面積 878 平方メートル

申請理由：経営規模拡大のため

番号 2 番、譲受人、住所・氏名、更科、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、長野市、〇〇〇〇

申請地、更科〇〇〇〇、畑、面積 945 平方メートル

申請理由：経営規模拡大のため

番号 3 番、譲受人、住所・氏名、長野市、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、三ツ和、〇〇〇〇外 1 名

申請地、三ツ和〇〇〇〇、田、面積 128 平方メートル

申請理由：経営規模拡大のため

番号4番、譲受人、住所・氏名、竹原、〇〇〇〇
譲渡人、住所・氏名、竹原、〇〇〇〇
申請地、竹原〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積 1520 平方メートル
申請理由：経営規模拡大のため

番号5番、譲受人、住所・氏名、竹原、〇〇〇〇
譲渡人、住所・氏名、竹原、〇〇〇〇
申請地、竹原〇〇〇〇、畑、外2筆、総面積 3442 平方メートル
申請理由：経営規模拡大のため

番号6番、譲受人、住所・氏名、吉田、〇〇〇〇
譲渡人、住所・氏名、吉田、〇〇〇〇
申請地、吉田〇〇〇〇、畑、面積 47 平方メートル
申請理由：耕作の利便性を図るため

以上、番号1番から6番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。 以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第1号のうち、番号1番から6番までを原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

番号1番 申請者、住所・氏名、三ツ和、〇〇〇〇
申請地： 三ツ和〇〇〇〇、畑、面積 119 平方メートル
申請内容： 宅地拡張 敷地
申請理由： 住宅の増築及び来客駐車場敷地を拡張したい。
3種農地 則 43
(既存敷地 495.78 平方メートル 全体敷地 614.78 平方メートル)

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第2号について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐） 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

番号1番 申請者、譲受人、住所・氏名、岩船、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、吉田、〇〇〇〇

申請地：吉田〇〇〇〇、畑、面積 814 平方メートル

申請内容：特定条件付き土地 敷地

申請理由：申請地を取得し、特定建築条件付き土地として3区画の宅地分譲地としたい。

番号2番 申請者、譲受人、住所・氏名、中野、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、中野、〇〇〇〇

申請地：中野〇〇〇〇、畑、面積 254 平方メートル

申請内容：共同住宅 敷地

申請理由：譲渡人の高齢化や後継者不足のため農業経営規模を縮小するに至り、申請地を使用貸借しアパート敷地としたい。

3種農地 則 44-3（第一種住居地域）

（既存敷地 473.7 平方メートル 全体敷地 727.7 平方メートル）

番号3番 申請者、譲受人、住所・氏名、吉田、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、竹原、〇〇〇〇

申請地：竹原〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積 165 平方メートル

申請内容：住宅 敷地

申請理由：現在アパート住まいであるが申請地を使用貸借し住宅を建築したい。

3種農地 則 43

（既存敷地 77.91 平方メートル 全体敷地 242.91 平方メートル）

番号4番 申請者譲受人、住所・氏名、西二丁目、〇〇〇〇

譲渡人、住所・氏名、中野、〇〇〇〇

申請地：一本木〇〇〇〇、田、面積 2403 平方メートル

申請内容：資材置場 敷地（一時転用）

申請理由：申請地を貸借し栗和田浄水場工事に伴う資材置場としたい。（許可日～3年間）

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第3号について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事）

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第4号については、原案のとおり決定することに決しました。

つぎに議案第5号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事）

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第5号について意見なしと決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第5号については意見なしと決定することに決しました。

次に議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について議題とします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事）

議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
（説明）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第6号について、適と

することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第5号について、適とすることに決しました。

本日お願いしておりました議事は以上となります
事務局へお返しします。

事務局（小林局長）

増田会長お疲れ様でした。つづいて日程5 その他に入ります。

（説明）

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会
を閉会といたします。

（午後3時5分 閉会）